

様式第 30 号（第 19 条関係）

市 営 住 宅 返 還 届

年 月 日

御前崎市長 様

所在地 御前崎市 番地
住宅名 団地 棟 号
住宅
氏 名 ㊟

御前崎市営住宅管理条例第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

返還年月日	平成 年 月 日		
返還理由			
家賃	月分まで支払済	滞納額	月分まで 円
移転先の住所	(電話)		
連絡先 (勤務先)	(電話)		
送金先 (敷金)	入居者本人 (同居家族等を除く) 名義の口座		
	銀行		支店
	口座番号		口座名義

備考

- 1 市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに提出してください。
- 2 敷金の送金先口座が入居者本人以外の名義の場合は別に委任状が必要です。

退去時の入居者の手続き

※下記の手続きは、入居者自身で必ず行って下さい。

- 水道、下水道の停止手続き
(市役所水道課内お客様センター[電話 : 0120-005-335]で行って下さい)
- 電気、NTT の停止手続き (各事業所へ確認願います。)
- 郵便局での郵便物の転送届
- 粗大ゴミ等の処理を処分場へ運搬すること。
住宅等に設置されているゴミステーションに粗大ゴミや運んでくれない物を出されると収集車が運ばない為、地域住民の方より苦情が出ております。
ゴミ出しのルールを守りましょう。
- 班長への退去の連絡
共益費等の集金に班長が大変困りますので、いつ退去するのか事前に連絡して下さい。
- 御前崎地区の住宅にお住まいの方は、ガス業者に取外しの証明書を記入してもらい市役所管理課へ提出して下さい。

その他

退去立会い日の確認 (管理課へ立会い日の確認をお願いします。)
基本 8 : 30 ~ 16 : 00 (休日は行いません)

退去立会いを行う時は、印鑑を持参して下さい。(シャチハタ印不可)